

平成23年12月27日

福島刑務所

所長 佐藤 洋 殿

福島県弁護士会

会長 菅 野 昭 弘

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 本 田 哲 夫

勸 告 書

当会は、申立人〇〇〇〇氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告いたします。

記

第1 勧告の趣旨

貴所が、

- (1) 反則行為の調査を開始するにあたって被収容者の肛門部検査を実施しようとする場合には、
 - ア 反則行為の嫌疑内容、当該被収容者の前歴、性格、挙動から見て肛門部に物品を隠匿している合理的疑いがあるか否かを十分検討し、合理的疑いが認められる場合に限り実施すること
 - イ 刑務官ではなく、医療や衛生学等の専門知識、技術を有する者において実施すること
- (2) 反則行為の調査を開始するにあたっては、被収容者の陰茎に異物の有無及び増減がないか確認することを止めることを勧告する。

第2 勧告の理由

1 申立の趣旨

調査になった際、反則行為の内容に関係なく全裸にされ肛門部や陰茎部を検査されることを止めさせてほしい。

2 調査の経過

平成21年	6月	8日	申立人から書面受理
同	年	6月23日	予備審査担当委員決定
同	年	7月30日	申立人に対し補正要請
同	年	8月17日	申立人から人権救済申立書受理
同	年	10月6日	調査開始
同	年	11月4日	申立人本人あて照会書送付
同	年	11月19日	申立人本人より回答書受領
同	年	12月24日	貴所あて照会書送付
平成22年	1月	27日	貴所より平成22年1月26日付回答書受領
同	年	3月23日	貴所あて再照会書送付
同	年	4月2日	貴所より平成22年3月31日付回答書受領
同	年	10月25日	貴所あて再々照会書送付
同	年	11月8日	貴所より平成22年11月5日付回答書受領
平成23年	1月	4日	貴所あて再々々照会書送付
同	年	1月18日	貴所より平成23年1月17日付回答書受領
同	年	3月4日	貴所あて再々々々照会書送付
同	年	4月1日	貴所より平成23年3月29日付回答書受領
同	年	4月15日	申立人本人あて照会書送付
同	年	4月27日	申立人本人より回答書受領
同	年	7月21日	貴所あて再々々々々照会書送付
同	年	9月1日	貴所より平成23年8月31日付回答書受領

3 当会からの調査依頼に対する貴所及び申立人の回答

(1) 貴所からの平成22年1月26日付回答

ア 被収容者が反則行為を行い、昼夜単独居室処遇等として居室に収容して調査する場合には、所持を許されていない物品を所持していたり、居室に持ち込もうとしていないか、他の被収容者から暴行を受けた経緯がないか等を確認する必要があり、施設の規律及び秩序を維持する必要があることから、貴所は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「被収容者処遇法」という）75条1項、154条2項に基づき、当該被収容者を全裸にし、その身体、着衣等を検査する。

イ 反則行為の内容が軽微であり、本人も事実関係を認め証拠隠滅のおそれがない場合は、工場就業のまま反則行為を調査することとしているので、全裸にまでして検査することはない。

ウ 検査の態様は以下のとおりである。

- ① 被収容者の着衣している衣服を脱衣させ、入所時に確認した身体特徴と相違がないかを確認する。
- ② 確認内容は、手、頭、耳、口腔内、脚、背中等を検査し、身体に叩かれたような打撲痕がないか、入れ墨等文身を入れていないか、陰茎の異物に増減がないか等の確認をする。
- ③ 着用していた衣類を確認検査し、異状が認められなかった場合には検査を終了した衣類を着用させて終了となる。

エ 全裸検査を実施する場合には、反則行為の内容により、検査の態様が異なることはない。

(2) 貴所からの平成22年3月31日付回答

ア 被収容者が調査になった際、当該被収容者の身体検査を実施するのは、処遇部門に属する刑務官であり、専門知識や技術を有する医師による検査は実施していない。

イ 陰茎部分の異物の増減を検査する方法は、被検査者に陰茎の異物の員数を申告させただけで、ある場合には被検査者がひとつひとつ指差して職員の確認を受けるといったものである。

ウ 反則調査時は、肛門部の検査は実施していない。

エ 身体の検査等を実施する際の留意事項をまとめた所内規則は、平成21年6月9日付達示第19号「『福島刑務所刑務官職務執行細則』の制定について」である。

オ 検査を受けた被収容者から発見される陰茎の異物としては、過去にプラスチック、消しゴムを球状にしたものがあった。

カ 入所時に陰茎に異物を挿入していなかった者でも、異物が発見されることがある。

(3) 貴所からの平成22年11月5日付回答

ア 身体の検査等を実施する際の留意事項をまとめた所内規則は、平成21年6月8日以前にも存在していた。被収容者処遇法等の法令改正等に伴い、内部規則も順次改正する必要が生じたため、現行の規則が平成21年6月9日付となっているものである。

イ 平成21年6月8日以前に調査の対象となった被収容者の肛門部を検査していた事実はある。

(4) 貴所からの平成23年1月17日付回答

ア 平成22年11月5日付回答書において回答した「肛門部検査」の内容は、被収容者に立った状態のまま後ろを振り向かせ、刑務官が後頭部、背中、尻、足と目視により検査をする際に尻表面部分を目視することであり、被収容者に肛門部を見せるよう指示し検査したり、刑務官が被収容者の肛門部分を近距離から目視して検査するといったものではない。

イ 平成21年6月8日以前において、検査者が、被収容者の肛門内部に指や器具等を挿入することはなかった。

(5) 貴所からの平成23年3月29日付回答

ア 平成21年6月9日以降における被収容者の背部の検査は、被収容者を全裸にし、立った状態のまま後ろを振り向かせ、刑務官が後頭部、背中、尻、足と目視により確認する方法により実施している。

イ 貴所においては、被収容者処遇法74条に基づき遵守事項を定め、その中で

自傷行為を禁じている。調査時に陰茎の異物がないか等を確認するのは、入所時の検査以降、被収容者が自傷行為を行っていないか確認するためである。

ウ 被収容者の陰茎に異物の増減が認められた場合、反則行為の有無及び考慮すべき事情等について必要な調査を行うことになる。

(6) 貴所からの平成23年8月31日付回答

平成21年6月9日以前、並びに同日以降においても、できる限り被収容者の羞恥心を損なわないよう配慮した上で、被収容者が肛門部に反則物品等を隠匿していないか確認できる程度の検査をしていた。

その態様は平成23年1月17日付回答書及び平成23年3月29日付回答書記載のとおりである。

(7) 申立人からの平成23年4月27日付回答

ア 平成21年6月8日以前の肛門部検査の態様について

全裸にして貴所職員に背を向け、足の幅を広げ、尻を突き出すようにして肛門が職員に見えるまでおじぎをするような格好にさせられる。

イ 平成21年6月9日以降の肛門部検査の態様について

平成21年6月8日以前と同様である。

ウ 陰茎検査の態様について

申立人の場合、自分自身で陰茎を触り、職員から裏表が見えるようにさせられる。

エ 仮りに陰茎に異物の増減が認められた場合、そのことを理由として懲罰となる。

4 当会の判断

(1) 自己の裸体を晒すよう強制されない利益

ア 憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とされる」と規定し、個人の尊厳を保障しているところ、名誉や羞恥心といった感情は人格価値そのものにかかわる重要な利益であり、同条の趣旨に照らし強く保護されるべきものである。

通常人であれば、男女問わず自己の裸体を自己の意思に反して他人に見られることに強い抵抗、嫌悪を抱くことは当然であり、当該抵抗感、嫌悪感は、人間としての根源的感情とすることができる。まして自己の裸体を晒すよう強制された場合、被強制者の名誉感情、羞恥心は著しく害されるものであり、個人の尊厳を侵害することとなりうるものである。

したがって、自己の裸体を晒すよう強制されない利益は、憲法13条の趣旨にかんがみ、強く保護されるべきものである。

そして、個人の尊厳は全ての国民について保障されるものであるから、刑事施設の被収容者であっても、自己の裸体を晒すよう強制させられない利益は当然に保護されるものである。

イ もっとも刑務所の場合、施設の規律及び秩序を維持する必要がある、被収容者は、自己の裸体を晒すよう強制されない利益についても、一定の制約を受けるものである。

被収容者処遇法154条2項は、「刑事施設の長は、前項の調査（反則行為の調査）をするため必要があるときは刑務官に、被収容者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる」と規定し、反則行為の調査をするため必要があるとき、刑事施設の長は、その裁量により被収容者の身体を検査することができるとしている。

また、被収容者処遇法75条1項は、「刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる」と規定し、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要があるとき、刑務官が、その裁量により被収容者の身体を検査することができるとしている。

ウ しかしながら、上記のとおり自己の裸体を晒すよう強制されない利益は憲法13条によって強く保護されるべきものであるから、上記被収容者処遇法154条2項ないし同法75条1項に基づく身体検査であっても被収容者を全裸にして行う場合には、刑事施設の長ないし刑務官に与えられた裁量も無制限に認められると解すべきではなく、調査のための必要性は慎重に検討すべきであ

る。

エ 特に陰部は、他の部位に比して見せることを強制された場合に侵害される名誉感情、羞恥心の程度は大きいと言えるので、その判断はより慎重に行う必要がある。

東京高裁平成5年7月21日判決は、「受刑者といえども、基本的人権は保護されなければならないのであるから、身体検査も、安易に受刑者の個人としての尊厳等を侵害することのないよう、真に必要なかつ合理的な範囲、態様において行われるべきものであり、特に全裸検査を実施するにあたっては、受刑者の名誉感情や羞恥心を害することがないように配慮すべきであって、不必要に名誉感情や羞恥心を害する態様で実施した場合には、裁量権の逸脱又は濫用したものとして違法になると解すべきである」、「当該受刑者の前歴、性格、挙動からみて、肛門部に物品を隠匿している合理的な疑いがあり、・・・(中略)・・・工場への出役時及び還房時になされるような検査方法では不十分であると認められる場合に限られる」と判示し、結論として刑務所が実施した肛門部検査につき違法性及び過失を認めたものである。

オ 以上によれば、被収容者を全裸にして行う身体検査は、調査のため必要があると認められる場合に、被収容者の羞恥心や名誉を害さないよう相当な態様によって行うべきであり、そうでない場合には裁量権を逸脱または濫用したものとして違法となると解すべきである。

特に陰部（陰茎及び肛門）については慎重な判断が必要であるので、具体的には、上記東京高裁平成5年7月21日判決を参考とし、検査本来の目的の範囲内において、反則行為の嫌疑内容、当該被収容者の前歴、性格、挙動から見て陰部に物品を隠匿している合理的疑いがあるなど検査の必要が具体的に認められ、かつ被収容者の名誉感情及び羞恥心を不当に害することのないような方法による限り実施できるものと解すべきであり、当該要件を満たさずに被収容者を全裸にして陰部検査を強制した場合、被収容者に対する人権侵害になると解すべきである。

(2) 反則行為の調査を開始するにあたって全裸検査を実施すること自体の当否

ア 検査の必要性（陰部検査を除く）

貴所からの回答によれば、被収容者が反則行為を行い、昼夜単独居室処遇等

として居室に收容して調査する場合に、所持を許されていない物品を所持していたり、居室に持ち込もうとしていないか、他の被收容者から暴行を受けた経緯がないか等を確認する必要がある、施設の規律及び秩序を維持する必要があることから、当該被收容者を全裸にし、その身体、着衣等を検査するとのことである。

反則行為の内容によっては、他の被收容者から暴行を受けた経緯がないかどうか、反則行為に供した物品を隠匿していないか等を確認する必要がある、被收容者処遇法154条2項に基づく検査の必要性が全くないとまではいえない。

また、昼夜単独居室処遇となるにあたって、不正に物品を持ち込もうとする者がありうることは合理的に想定できるものであり、そうした不正物品の持込みを防止するため、被收容者処遇法75条1項の趣旨に照らし検査の必要がないとは言えない。

さらに、貴所からの回答によれば、反則行為の内容が軽微であり、本人も事実関係を認め証拠隠滅のおそれがない場合は、工場就業のまま反則行為を調査することとし、全裸にまでして検査することはないとのことであり、全裸検査を実施する場合につき一定の限定がなされていることが伺われる。

以上によれば、調査を開始するにあたって被收容者の全裸検査を実施する必要があるとまではいえない。

イ 検査態様の相当性（陰部検査を除く）

貴所からの回答によれば、全裸検査は刑務官が実施するとのことであり、専門知識や技術を有する医師によって全裸検査を実施しているとの事実は認められず、その点で被收容者の名誉感情、羞恥心への配慮が十分になされているとはいえない余地がある。

しかし、検査の態様（陰部については除く）は、①被收容者の着衣している衣服を脱衣させ、入所時に確認した身体特徴と相違がないか、②手、頭、耳、口腔内、脚、背中等を検査し、身体に叩かれたような打撲痕がないか等を目視により確認するという程度のものであり、必ずしも医師等によってなされなければならないほど強度な侵害行為を伴うものとまではいえない。

したがって、全裸検査の態様は、被収容者の名誉感情や羞恥心を不相当に侵害するものとまではいえない。

ウ 以上によれば、反則行為の調査を開始するにあたって全裸検査を実施しているからといって当然に被収容者の人権を侵害するとまではいえない。

もっとも、陰部については全裸検査一般とは別個の検討が必要であり、以下、これについて述べる。

(3) 肛門検査について

ア 貴所からの平成22年3月31日付回答によれば、貴所は、調査を開始するにあたって実施される全裸検査において、肛門部検査は実施していないとのことであった。

一方、貴所からの平成22年11月5日付回答及び平成23年1月17日付回答によれば、被収容者の身体検査等を実施する際の留意事項をまとめた所内規則（平成21年6月9日付達示第19号『福島刑務所刑務官職務執行細則』の制定について）が作成された平成21年6月9日以前には、肛門部検査を実施していたとのことであった。

上記回答によれば、上記肛門部検査の態様は、被収容者に立った状態のまま後ろを振り向かせ、刑務官が後頭部、背中、尻、足と目視により検査をする際に尻表面部分を目視するというものであった。

申立人が本会に対して本件申立を行ったのは平成21年6月であり、被収容者の身体検査等を実施する際の留意事項をまとめた所内規則がちょうど作成された時期と一致する。

以上によれば、少なくとも、本件申立以前には、貴所が申立人の肛門部検査を実施していた事実が認められる。

イ 上記平成22年3月31日付回答によれば、平成21年6月9日以降、被収容者の肛門部検査は実施していないとのことであったが、平成21年6月9日以降における被収容者の背部の検査方法について貴所に確認したところ、貴所は、平成23年3月29日付回答書において、「被収容者を全裸にし、立った状態のまま後ろを振り向かせ、刑務官が後頭部、背中、尻、足と目視により確認する」と回答した。その際、貴所は改めて平成21年6月9日以降は肛門部検査を実施していないと述べた。

しかし、上記調査態様は、上記平成23年1月17日付回答書において貴所が「肛門部検査の態様」として説明したものと同一であった。

そこで、貴所に対し、平成21年6月9日以降に被収容者の肛門内に物品が挿入、隠匿されているかどうか確認しているか否かを改めて確認したところ、貴所は、平成23年8月31日付回答書において、「平成21年6月9日以降においても、できる限り被収容者のしゅう恥心を損なわないよう配慮した上で、被収容者が肛門部に反則物品等を隠匿していないか確認できる程度の検査をしていた。」とし、平成21年6月9日以降も、被収容者の肛門部に反則物品等を隠匿していないか確認できる程度の検査をしていたと述べるに至った。

当初貴所は、「調査を開始するにあたって実施される全裸検査において、肛門部検査は実施していない」「平成21年6月9日以降は肛門部検査を実施していない」との回答をしていたものであるが、当会から、貴所回答の矛盾点を指摘して再度照会したところ、平成23年8月31日付回答において、貴所は、従前の回答を改め、肛門部検査の実施を認めたものである。

以上の経過から明らかなおり、貴所は、平成21年6月9日以降における肛門部検査実施の有無について、当初、虚偽の回答をしていたものであり、当会からの照会に対し、貴所がこうした虚偽の回答を行ったことは極めて遺憾であるが、それはともかく、以上によれば、平成21年6月9日に被収容者の身体検査等を実施する際の留意事項をまとめた所内規則を作成した後も、貴所は申立人の肛門部を検査していた事実が認められる。

ウ 以上のとおり、平成21年6月9日以降も、貴所において、調査開始に当たって実施される全裸検査の際、被収容者の肛門部に付き、少なくとも、貴所が回答したところの「被収容者を全裸にし、立った状態のまま後ろを振り向かせ、刑務官が後頭部、背中、尻、足と目視により確認する」との態様にて、「被収容者が肛門部に反則物品等を隠匿していないか確認できる程度の検査」（肛門部検査）が行われているものと認められる。

また、貴所からの平成22年1月26日付回答によれば、調査開始に当たって実施される全裸検査の態様は被収容者によって異なるものでないとのことで

あるところ、申立人からの平成23年4月27日付回答によれば、申立人自身も、調査開始に当たって実施される身体検査を受けたとのことであるので、これらを併せ考えると、申立人も、調査開始に当たって実施される全裸検査の際に肛門部検査を受けたものと認められる。

以下、その違法性について検討する。

エ 肛門部検査の目的

貴所からの回答によれば、被収容者が肛門部に反則物品等を隠匿していないか確認するために肛門部を検査するとのことであるが、昼夜単独居室処遇となるにあたって、肛門部に不正に物品を隠匿し持ち込もうとする者がありうることがないとはいえず、物品の不正な持込みによって施設の規律及び秩序が害されるおそれがないとまではいえない。

したがって、被収容者処遇法154条2項及び同法75条1項の趣旨に照らし、検査の目的が違法とまではいえない。

オ 肛門部検査の必要性

貴所からの回答によれば、全裸検査を実施する場合には、反則行為の内容により、検査の態様が異なることはないとのことであり、反則行為の嫌疑内容、当該被収容者の前歴、性格、挙動から見て肛門部に物品を隠匿している合理的疑いがあるか否かにつき貴所が検討しているとの事実は認められない。

また、あえて肛門部検査を実施しなければ施設の規律及び秩序が害されるおそれがあるか否かについて、具体的事情に即して検討しているとの事実も認められない。

したがって、調査開始にあたって被収容者処遇法154条2項及び同法75条1項のいずれに基づく検査であるとしても、申立人の肛門部検査を行う真の必要性があるとは認められない。

カ 肛門部検査の相当性

貴所からの回答によれば、被収容者の検査を実施するのは、処遇部門に属する刑務官であり、専門知識や技術を有する医師による検査は実施していないとのことであるが、体の他の部分と比べて、陰部は、第三者に見られることに強い羞恥心や抵抗感を抱かせる部分であり、医師や看護師などが医学的、衛生的

見地から職務として見るような場合と、そうでない場合とでは、感じる羞恥心や抵抗感の度合は、看過しえない程度に異なるものである。

貴所が、肛門部検査にあたり申立人の名誉感情及び羞恥心を不当に害することのないよう配慮しているとの事情は認められず、検査方法の相当性は認められない。

キ 身体の安全や健康に対する無配慮

貴所が行う肛門部検査は、名誉感情や羞恥心の問題のほか、被収容者の身体の安全や健康の面からも問題である。

すなわち、検査の結果、被収容者が肛門内に物品等を隠匿していることが発覚した場合は、当該物品を肛門内から取り出さなければならないが、肛門内部は、外気に晒された体表と異なり、内臓（消化器官）の一部をなすものであるから、その作業には医学や衛生学等の専門知識や技術が必要である。そのような作業を、医学、衛生学等の専門知識や技術に乏しい刑務官が行うことは、身体の損傷や細菌による感染症を引き起こす危険があり、被収容者の身体の安全や健康を損ねるおそれがあるものであり、この点からも、貴所が申立人に行う肛門部検査の方法は相当でない。

ク 以上のとおり、調査開始にあたって貴所が行う肛門部検査は、その必要性、方法の相当性の面から合理性があるものとは認められない。

したがって、反則行為の調査を開始するにあたって行われる肛門部検査は、貴所に与えられた裁量権の範囲を逸脱するものと言わざるを得ず、申立人に対する人権を不当に侵害するものと認められる。

もともと、上記のとおり、肛門部検査の目的は不合理とまではいえないので、反則行為の調査を開始するにあたって行われる肛門部検査は、反則行為の嫌疑内容、当該被収容者の前歴、性格、挙動から見て肛門部に物品を隠匿している合理的疑いがある場合に、医療や衛生学等の専門知識や技術を有する者において行う限りにおいて許されると解すべきである。

(4) 陰茎検査について

ア 申立人によれば、調査開始に当たって実施される全裸検査において、申立人は陰茎を自身で触り、検査を行う刑務官から裏表が見えるようにさせられるとのことであ

り、この点について貴所からの回答によれば、上記全裸検査において、被収容者に陰茎の異物の員数を申告させたうえで、ある場合には、被収容者がひとつひとつ指差して職員の確認を受けるということがなされているとのことである。

申立人及び貴所の回答は、同趣旨のものと認められ、したがって、貴所において、調査開始に当たって実施される全裸検査の際、被収容者、ひいては申立人につき陰茎検査（いわゆる玉入れ検査）がなされたと認められる。

以下、その違法性について検討する。

イ 陰茎検査の目的

貴所からの回答によれば、調査開始に当たって実施される全裸検査において陰茎の異物に増減がないかを確認するのは、入所時の検査以降、被収容者が自傷行為をしていないか確認するためであるとのことであるが、そのような陰茎検査の目的は、昼夜単独居室処遇等として居室に収容して調査する場合に、他の被収容者から暴行を受けた経緯がないかどうか、反則行為に供した物品を隠匿していないか等を確認するという被収容者処遇法154条2項の目的に合うものとは到底認められない。

また、昼夜単独居室処遇となるにあたって、そうした不正物品の持込みを防止するという被収容者処遇法75条1項の目的に合うものとも認められない。

さらに、「入所時の検査以降、被収容者が自傷行為をしていないか確認するため」との目的は、一見すると「施設の規律及び秩序を維持するため」と定める被収容者処遇法75条1項に合うように見えるが、かかる目的による検査は、同条項に基づく身体検査権の濫用と言わざるを得ず、正当とはいえない。

すなわち、貴所からの平成23年3月29日付回答によれば、被収容者の陰茎に異物の増減が認められた場合、反則行為の有無及び考慮すべき事情等について必要な調査を行うことになるとのことであり、ようするに貴所は、ある反則行為の疑いを契機に実施される全裸検査を利用して、自傷行為という別個の反則行為の有無を調査しているのである。

かかる調査は、陰茎検査を認める正当な理由とは認められない。

したがって、調査開始に当たって実施される陰茎検査に正当な目的は認めら

れない。

ウ 陰茎検査の必要性

貴所からの回答によれば、全裸検査を実施する場合には、反則行為の内容により、検査の態様が異なることはないとのことであり、反則行為の嫌疑内容、当該被収容者の前歴、性格、挙動から見て陰茎に物品を隠匿している合理的疑いがあるか否かにつき検討している事実は認められない。

したがって、調査開始にあたって被収容者処遇法154条2項に基づく陰茎検査を行う真の必要性があるとは認められない。

なお、被収容者処遇法154条2項に基づく検査として必要が認められるか否かの点とは別個に、同法75条1項に基づく検査として必要が認められるか否か、すなわち「刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合」といえるかが問題となりうるが、上記のとおり、被収容者処遇法75条1項に基づいて本件陰茎検査を行うことは、ある反則行為の疑いを契機に実施される全裸検査を利用して、自傷行為という別個の反則行為の有無を調査する身体検査権の濫用であっておよそ認められるものではなく、その必要性については検討するまでもない。

この点、貴所は、実際に陰茎からプラスチックや消しゴムを丸めたもの等の異物が発見されることがあり、入所時に陰茎にそうした異物を挿入していなかった者からも異物が発見されることがあると主張し、陰茎検査の必要があると主張するが、反則行為を行ったからといって、それ自体で陰茎に異物を挿入しているおそれがあるとの具体的蓋然性は認められないのであり、陰茎検査の真の必要性を基礎づけるものとはならない。

エ 陰茎検査の相当性

貴所からの回答によれば、被収容者の陰茎検査を実施するのは、処遇部門に属する刑務官であり、専門知識や技術を有する医師による検査は実施していないとのことであるが、上記のとおり、体の他の部分と比べて、陰部は、第三者に見られることに強い羞恥心や抵抗感を抱かせる部分であり、医師や看護師などが医学的、衛生的見地から職務として見るような場合と、そうでない場合と

では、感じる羞恥心や抵抗感の度合は、看過しえない程度に異なるものである。

貴所が、陰茎検査にあたり被収容者の名誉感情及び羞恥心を不当に害することのないよう配慮しているとの事情は認められず、方法の相当性は認められない。

オ 以上のとおり、調査開始にあたって貴所が行う陰茎検査は、その目的、必要性、方法の相当性のいずれも面からも合理性があるとは認められない。

したがって、反則行為の調査を開始するにあたって行われる陰茎検査は、貴所に与えられた裁量権の範囲を逸脱するものと言わざるを得ず、申立人に対する人権を不当に侵害するものと認められる。

5 結論

以上のとおり、貴所が、申立人を昼夜単独居室処遇等として調査するにあたって全裸検査を実施する際、肛門部を検査し、陰茎の異物に増減がないか確認することは、申立人の個人の尊厳を侵害する違法なものと言わざるを得ない。

したがって、貴所に対し、

(1) 反則行為の調査を開始するにあたって被収容者の肛門部の検査を実施しようとする場合には、

ア 反則行為の嫌疑内容、当該被収容者の前歴、性格、挙動から見て肛門部に物品を隠匿している合理的疑いがあるか否かを十分検討し、合理的疑いが認められる場合に限り実施すること

イ 刑務官ではなく、医療や衛生学等の専門知識、技術を有する者において実施すること

(2) 反則行為の調査を開始するにあたって、被収容者の陰茎の異物の有無及び増減を確認することを止めること

を勧告する。

以上